

**Subject:** RE: 西山キミエの相続問題解決のための弁護をお願いいたします。  
**From:** 弁護士法人 岩永・新富法律事務所 弁護士 岩永 隆之 <iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp>  
**Date:** 2020/09/09 12:24  
**To:** '西山紀男(OCN)' <qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp>

西山様

ご連絡が遅くなりすみません。

9月4日付書面の各事項について、回答致します。

1. 葬儀、法要の主宰について

祭祀承継者は、被相続人の指定があればそれに従い（遺言書などに記載されている場合）、そのような指定がない場合には、最終的には裁判所が決定します。

裁判所の決定基準もあいまいで、これまでの墓地管理を誰がしていたかなどによって決める例もあります。

本件でも、相続開始後に、裁判所に決めてもらう必要があると思います。

相続開始後の調停申立が必要ですので、葬儀を誰が主宰するかを裁判所で決めることは時間的に不可能です。相手方と協議して、まとまらなければ妥協案として、共同喪主という形式をとる必要があるかも知れません。

2. 遺産相続の処理について

遺言がない場合、遺産分割協議が必要になります。

3. 墓地改装費用について

成年後見人に対して請求すべき費用になります。

成年後見人が応じない場合、遺産分割協議において協議すべき事項になると考えられます。なお、遺産分割でもまとまらない場合、別途民事訴訟を提起する必要があります。

4. 電気料などについて

成年後見人が辻氏に請求すべき金額になります。

成年後見人が請求しない場合、遺産分割協議において協議すべき事項になると考えられます。

5. 西山和子氏の住所変更等について

成年後見人の選任を行い、成年後見人において住所変更が必要であると判断した場合（必ずそのような判断をするとは言えません）、住所変更ができます。

6. 仏壇の修理等について

現在は、お母様の所有ですので、修理等は難しいと思われれます。

相続開始後は、祭祀承継者が仏壇の所有権を受け継ぎますので、祭祀承継者になれば、修理等はできます。

以上の回答を参考にして、依頼されるか否かをご検討ください。

また、ご不明の点などございましたら、ご連絡ください。

岩永

---

**From:** 西山紀男(OCN) <qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp>  
**Sent:** Saturday, September 5, 2020 4:50 PM  
**To:** 弁護士法人岩永・新富法律事務所 弁護士 岩永 隆之 <iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp>  
**Subject:** 西山キミエの相続問題解決のための弁護をお願いいたします。